

日光市景観計画第4章：屋外広告物の表示等に関する行為の制限

〔景観保全型広告整備地区 [1]世界遺産区域の基準〕

		山内地区及び 稲荷川地区		東町地区		西町地区	
		沿道商業エリア		居住エリア		沿道商業エリア	
壁面 広告物	高さ	・6m以下かつ軒高以下 ・ワポ° イトマーク：無制限	・6m以下かつ軒高以下 ・ワポ° イトマーク：無制限	・6m以下かつ軒高以下 ・ワポ° イトマーク：無制限	・6m以下かつ軒高以下 ・ワポ° イトマーク：無制限	・6m以下かつ軒高以下 ・ワポ° イトマーク：無制限	・6m以下かつ軒高以下 ・ワポ° イトマーク：無制限
	面積	・最大面積：3㎡以内 ・ワポ° イトマーク：1㎡以内 (全体で3㎡)	・最大面積：有効壁面 当たり5㎡以内。た だし、1建築壁面に つき5㎡以内 ・ワポ° イトマーク：1㎡以 内	・最大面積：有効壁面 当たり5㎡以内。た だし、1建築壁面に つき5㎡以内 ・ワポ° イトマーク：1㎡以 内	・最大面積：有効壁面 当たり5㎡以内。た だし、1建築壁面に つき5㎡以内 ・ワポ° イトマーク：1㎡以 内	・最大面積：有効壁面 当たり5㎡以内。た だし、1建築壁面に つき5㎡以内 ・ワポ° イトマーク：1㎡以 内	・最大面積：有効壁面 当たり5㎡以内。た だし、1建築壁面に つき5㎡以内 ・ワポ° イトマーク：1㎡以 内
	色彩	・発光塗料不可	・街並み・山並みに調 和する落ち着いたあ る色合い・色調とす る。			・発光塗料不可 ・街並み・山並みに調 和する落ち着いたあ る色合い・色調とす る。	・発光塗料不可
	位置等	・開口部への掲出不可 ・建築物からはみ出 し不可	・開口部への掲出不可 ・建築物からはみ出 し不可	・開口部への掲出不可 ・建築物からはみ出 し不可	・開口部への掲出不可 ・建築物からはみ出 し不可	・開口部への掲出不可 ・建築物からはみ出 し不可	・開口部への掲出不可 ・建築物からはみ出 し不可
	基数	・1基/1建築壁面 ・ワポ° イトマーク：同上	・1基/1建築壁面 ・ワポ° イトマーク：同上	・1基/1建築壁面 ・ワポ° イトマーク：同上	・1基/1建築壁面 ・ワポ° イトマーク：同上	・1基/1建築壁面 ・ワポ° イトマーク：同上	・1基/1建築壁面 ・ワポ° イトマーク：同上
	その他	・光源は白色系で点滅 不可とする。	・出来るだけ天然素材 を用いる。 ・過度な照明は不可と する。 ・自然木等の場合を除 き概ね方形とする。 ・整った街並み景観を 創り出すため広告物 の周囲に枠又は縁取 り等を設ける。	・出来るだけ天然素材 を用いる。 ・過度な照明は不可と する。	・出来るだけ天然素材 を用いる。 ・過度な照明は不可と する。	・光源は白色系で点滅 不可とする。 ・自然木等の場合を除 き概ね方形とする。 ・整った街並み景観を 創り出すため広告物 の周囲に枠又は縁取 り等を設ける。	・出来るだけ天然素材 を用いる。 ・光源は白色系で点滅 不可とする。
壁面 突出 広告物	高さ	・6m以下 かつ 軒高 以下	・6m以下 かつ 軒高 以下	・6m以下 かつ 軒高 以下	・6m以下 かつ 軒高 以下	・6m以下 かつ 軒高 以下	・6m以下 かつ 軒高 以下
	面積	・最大面積：1.5㎡以 内/面 ・3㎡以内/基	・最大面積：1.5㎡以 内/面 ・3㎡以内/基	・最大面積：1.5㎡以 内/面 ・3㎡以内/基	・最大面積：1.5㎡以 内/面 ・3㎡以内/基	・最大面積：1.5㎡以 内/面 ・3㎡以内/基	・最大面積：1.5㎡以 内/面 ・3㎡以内/基
	出幅	・最大幅：壁面から1 m以内 ・道路への突出不可	・最大幅：壁面から1 m以内 ・道路への突出不可	・最大幅：壁面から1 m以内 ・道路への突出不可	・最大幅：壁面から1 m以内 ・道路への突出不可	・最大幅：壁面から1 m以内 ・道路への突出不可	・最大幅：壁面から1 m以内 ・道路への突出不可
	色彩	・発光塗料不可	・街並み・山並みに調 和する落ち着いたあ る色合い・色調とす る。			・発光塗料不可 ・街並み・山並みに調 和する落ち着いたあ る色合い・色調とす る。	・発光塗料不可
	基数	・1基/有効壁面	・1基/有効壁面	・1基/有効壁面	・1基/有効壁面	・1基/有効壁面	・1基/有効壁面
	その他	・光源は白色系で点滅 不可とする。	・出来るだけ天然素材 を用いる。 ・自然木等の場合を除 き概ね方形とする。 ・整った街並み景観を 創り出すため広告物 の周囲に枠又は縁取 り等を設ける。 ・広告物は両面表示と する。	・出来るだけ天然素材 を用いる。	・出来るだけ天然素材 を用いる。	・光源は白色系で点滅 不可とする。 ・自然木等の場合を除 き概ね方形とする。 ・整った街並み景観を 創り出すため広告物 の周囲に枠又は縁取 り等を設ける。 ・広告物は両面表示と する。	・出来るだけ天然素材 を用いる。 ・光源は白色系で点滅 不可とする。

	山内地区及び 稲荷川地区	東町地区		西町地区		
		沿道商業エリア	居住エリア	沿道商業エリア	居住エリア	
屋上広告板	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	
屋上広告塔	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	
敷地内 広告板	高さ	・3m以下	・6m以下	・6m以下	・5m以下	・5m以下
	面積	・最大面積：3㎡以内 ／面 ・表裏各1面	・最大面積：3㎡以内 ／面 ・表裏各1面	・最大面積：3㎡以内 ／面 ・表裏各1面	・最大面積：3㎡以内 ／面 ・表裏各1面	・最大面積：3㎡以内 ／面 ・表裏各1面
	後退距離	・道路から1m以上	・道路から1m以上	・道路から1m以上	・道路から1m以上	・道路から1m以上
	色彩	・地色：こげ茶、文字： 白、黒	・街並み・山並みに調 和する落ち着いたあ る色合い・色調とす る。		・地色：こげ茶、文字： 白、黒 ・街並み・山並みに調 和する落ち着いたあ る色合い・色調とす る。	・地色：こげ茶、文字： 白、黒
	基数	・1基／敷地	・1基／敷地	・1基／敷地	・1基／敷地	・1基／敷地
	その他	・光源は白色系で点滅 不可とする。	・出来るだけ天然素材 を用いる。 ・光源の点滅不可とす る。 ・自然木等の場合を除 き概ね方形とする。 ・整った街並み景観を 創り出すため広告物 の周囲に枠又は縁取 り等を設ける。 ・広告板は両面表示と する。	・出来るだけ天然素材 を用いる。 ・光源の点滅不可とす る。	・出来るだけ天然素材 を用いる。 ・光源は白色系で点滅 不可とする。 ・自然木等の場合を除 き概ね方形とする。 ・整った街並み景観を 創り出すため広告物 の周囲に枠又は縁取 り等を設ける。 ・広告板は両面表示と する。	・出来るだけ天然素材 を用いる。 ・光源は白色系で点滅 不可とする。
敷地内 広告塔	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	
野立 広告板	・禁止（誘導案内を目的とし、日光市が許可したもののみ掲出可）	・禁止（誘導案内を目的とし、日光市が許可したもののみ掲出可）	・禁止（誘導案内を目的とし、日光市が許可したもののみ掲出可）	・禁止（誘導案内を目的とし、日光市が許可したもののみ掲出可）	・禁止（誘導案内を目的とし、日光市が許可したもののみ掲出可）	
野立 広告塔	・禁止（誘導案内を目的とし、日光市が許可したもののみ掲出可）	・禁止（誘導案内を目的とし、日光市が許可したもののみ掲出可）	・禁止（誘導案内を目的とし、日光市が許可したもののみ掲出可）	・禁止（誘導案内を目的とし、日光市が許可したもののみ掲出可）	・禁止（誘導案内を目的とし、日光市が許可したもののみ掲出可）	
置き 看板	高さ	・3m以下	・3m以下	・3m以下	・3m以下	・3m以下
	面積	・最大面積：1.5㎡以内／面 ・6㎡以内／基	・最大面積：1.5㎡以内／面 ・6㎡以内／基	・最大面積：1.5㎡以内／面 ・6㎡以内／基	・最大面積：1.5㎡以内／面 ・6㎡以内／基	・最大面積：1.5㎡以内／面 ・6㎡以内／基
	位置等	・道路へ突き出さないこと。	・道路へ突き出さないこと。	・道路へ突き出さないこと。	・道路へ突き出さないこと。	・道路へ突き出さないこと。
	色彩	・発光塗料不可	・街並み・山並みに調 和する落ち着いたあ る色合い・色調とす る。		・発光塗料不可 ・街並み・山並みに調 和する落ち着いたあ る色合い・色調とす る。	・発光塗料不可
	基数	・2基以内／敷地	・2基以内／敷地	2基以内／敷地	・2基以内／敷地	・2基以内／敷地
	その他	・光源は白色系で点滅 不可とする。			・光源は白色系で点滅 不可とする。	・光源は白色系で点滅 不可とする。

		山内地区及び 稲荷川地区	東町地区		西町地区	
			沿道商業エリア	居住エリア	沿道商業エリア	居住エリア
のぼり旗 (公共)	高さ	・3m以下	・3m以下	・3m以下	・3m以下	・3m以下
	面積	・最大面積：1.5㎡以内／面 ・表裏各1面	・最大面積：1.5㎡以内／面 ・表裏各1面	・最大面積：1.5㎡以内／面 ・表裏各1面	・最大面積：1.5㎡以内／面 ・表裏各1面	・最大面積：1.5㎡以内／面 ・表裏各1面
	表示期間	・1月以内 ※注	・1月以内 ※注	・1月以内 ※注	・1月以内 ※注	・1月以内 ※注
	色彩	・発光塗料不可	・街並み・山並みに調和する落ち着いた色合い・色調とする。		・発光塗料不可 ・街並み・山並みに調和する落ち着いた色合い・色調とする。	・発光塗料不可
	位置等	・敷地又は建築物の出入りに設置する1対(2本)を除き、相互間距離を6m以上とする。	・敷地又は建築物の出入りに設置する1対(2本)を除き、相互間距離を6m以上とする。	・敷地又は建築物の出入りに設置する1対(2本)を除き、相互間距離を6m以上とする。	・敷地又は建築物の出入りに設置する1対(2本)を除き、相互間距離を6m以上とする。	・敷地又は建築物の出入りに設置する1対(2本)を除き、相互間距離を6m以上とする。
のぼり旗 (民間)	高さ	・3m以下	・3m以下	・3m以下	・3m以下	・3m以下
	面積	・最大面積：1.5㎡以内／面 ・表裏各1面	・最大面積：1.5㎡以内／面 ・表裏各1面	・最大面積：1.5㎡以内／面 ・表裏各1面	・最大面積：1.5㎡以内／面 ・表裏各1面	・最大面積：1.5㎡以内／面 ・表裏各1面
	表示期間	・1月以内 ※注	・1月以内 ※注	・1月以内 ※注	・1月以内 ※注	・1月以内 ※注
	色彩	・発光塗料不可	・街並み・山並みに調和する落ち着いた色合い・色調とする。		・発光塗料不可 ・街並み・山並みに調和する落ち着いた色合い・色調とする。	・発光塗料不可
	位置等	・道路へ突き出さないこと。 ・2本以内／敷地	・道路へ突き出さないこと。 ・敷地又は建築物の出入りに設置する1対(2本)を除き、相互間距離を6m以上とする。	・道路へ突き出さないこと。 ・敷地又は建築物の出入りに設置する1対(2本)を除き、相互間距離を6m以上とする。	・道路へ突き出さないこと。 ・敷地又は建築物の出入りに設置する1対(2本)を除き、相互間距離を6m以上とする。	・道路へ突き出さないこと。 ・敷地又は建築物の出入りに設置する1対(2本)を除き、相互間距離を6m以上とする。
その他	・営業時間以外は掲出せずに、適切に管理を行うものとする。	・営業時間以外は掲出せずに、適切に管理を行うものとする。	・営業時間以外は掲出せずに、適切に管理を行うものとする。	・営業時間以外は掲出せずに、適切に管理を行うものとする。	・営業時間以外は掲出せずに、適切に管理を行うものとする。	
電柱広告	・禁止(巻付広告で誘導案内を目的とし、日光市が許可したもののみ掲出可)	・禁止(巻付広告で誘導案内を目的とし、日光市が許可したもののみ掲出可)	・禁止(巻付広告で誘導案内を目的とし、日光市が許可したもののみ掲出可)	・禁止(巻付広告で誘導案内を目的とし、日光市が許可したもののみ掲出可)	・禁止(巻付広告で誘導案内を目的とし、日光市が許可したもののみ掲出可)	

※注：のぼり旗については、自己の営業所等に設置するものに限り、3月以内

日光市景観計画第4章：屋外広告物の表示等に関する行為の制限

〔景観保全型広告整備地区 [2] 湯西川温泉湯平区域の基準〕

壁面広告物	高さ	・2階軒下かつ6m以下 ・ワポ イトマーク：無制限
	面積	・最大面積：有効壁面当たり5㎡以内。 ただし、1建築壁面につき5㎡以内 ・ワポ イトマーク：1㎡以内
	色彩	・発光塗料不可 ・街並み・山並みに調和する落ち着いた色合い、色調とする。
	位置等	・開口部への掲出不可 ・建築物からはみ出し不可
	基数	・1基/1建築壁面 ・ワポ イトマーク：同左
	その他	※注1
壁面突出広告物	高さ	・6m以下 かつ 軒高以下
	面積	・最大面積1.5㎡以内/面 ・3㎡以内/基
	出幅	・最大幅：壁面から1m以内 ・道路への突出不可
	色彩	・発光塗料不可 ・街並み・山並みに調和する落ち着いた色合い、色調とする。
	基数	・1基/有効壁面
	その他	※注2
屋上広告板		禁止
屋上広告塔		禁止
敷地内広告板	高さ	・6m以下
	面積	・最大面積：3㎡以内/面 ・表裏各1面
	後退距離	・道路から1m以上
	色彩	・地色：こげ茶、文字：白、黒 ・街並み・山並みに調和する落ち着いた色合い、色調とする。
	基数	・1基/敷地
	その他	※注2
敷地内広告塔		禁止
野立広告板		・禁止 (誘導案内を目的とし、日光市が許可したもののみ掲出可)
野立広告塔		・禁止 (誘導案内を目的とし、日光市が許可したもののみ掲出可)
置き看板	高さ	・3m以下
	面積	・最大面積：1.5㎡以内/面 ・6㎡以内/基
	位置等	・道路へ突き出さないこと。
	色彩	・発光塗料不可 ・街並み・山並みに調和する落ち着いた色合い、色調とする。
	基数	・2基以内/敷地
	その他	・光源は白色系で点滅不可とする。

のぼり旗 (公共)	高さ	・3m以下
	面積	・最大面積：1.5㎡以内/面 ・表裏各1面
	表示期間	・1月以内 ※注3
	色彩	・発光塗料不可 ・街並み・山並みに調和する落ち着いた色合い、色調とする。
	位置等	・敷地又は建築物の出入りに設置する1対(2本)を除き、相互間距離を6m以上とする。
	その他	
のぼり旗 (民間)	高さ	・3m以下
	面積	・最大面積：1.5㎡以内/面 ・表裏各1面
	表示期間	・1月以内 ※注3
	色彩	・発光塗料不可 ・街並み・山並みに調和する落ち着いた色合い、色調とする。
	位置等	・道路へ突き出さないこと。 ・敷地又は建築物の出入りに設置する1対(2本)を除き、相互間距離を6m以上とする。
	その他	・営業時間以外は掲出せずに、適切に管理を行うものとする。
電柱広告		・禁止(巻付広告で誘導案内を目的とし、日光市が許可したもののみ掲出可)

- 注1：
- ・出来るだけ天然素材を用いる。
  - ・光源は白色系で点滅不可とする。
  - ・自然木等の場合を除き概ね方形とする。
  - ・整った街並み景観を創り出すため広告物の周囲に枠又は縁取り等を設ける。
- 注2：
- ・出来るだけ天然素材を用いる。
  - ・光源は白色系で点滅不可とする。
  - ・自然木等の場合を除き概ね方形とする。
  - ・整った街並み景観を創り出すため広告物の周囲に枠又は縁取り等を設ける。
  - ・広告物(板)は両面表示とする。
- 注3：
- のぼり旗については、自己の営業所等に設置するものに限り、3月以内

湯西川温泉湯平区域の範囲

